重大な違反行為について

○投棄の禁止（法第１６条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

自社敷地内に保管している行為においても生活環境保全上の支障のおそれが生じている場合は、不法投棄と判断される場合があります。

○焼却の禁止（法第１６条の２）

何人も、一部の例外を除き、廃棄物を焼却してはならない。

野外焼却に限らず、処理基準に適合していない等の焼却行為は、違法焼却と判断されます。

これらに違反すると最高で「５年以下の懲役若しくは１０００万円（法人は３億円）以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。

また、処理委託した廃棄物が不法投棄された場合は、排出事業者も原状回復のための措置命令の対象となることがあります。

★お問い合わせ先

名　　称	住　所・電話番号	所　管　区　域
県西環境森林事務所 環境部　環境対策課	〒321-1263　日光市瀬川 51-9 TEL：0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部　環境対策課	〒321-4305　真岡市荒町 116-1 TEL：0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部　環境対策課	〒324-0041　大田原市本町 2-2828-4 TEL：0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部　環境対策課	〒327-8503　佐野市堀米町 607 TEL：0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811　小山市犬塚 3-1-1 TEL：0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501　宇都宮市塙田 1-1-20 TEL：028-623-3154	

※宇都宮市内の事案につきましては、宇都宮市廃棄物政策課(028-632-2929)へお問い合わせください。　R5. 4

産業廃棄物の排出事業者のみなさまへ

あなたが排出した産業廃棄物は、適正に処理されていますか？

産業廃棄物の処理は、排出した事業者の責任です。

次のような不適正処理が行われた場合、排出事業者が責任を問われます。

○処理委託した廃棄物が不法投棄された。
　⇒　排出事業者が撤去を求められることがあります。
○委託契約書に法定記載事項の記載漏れがあった。
　⇒　委託基準違反に該当します。
○産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成を処理業者に任せていた。
　⇒　排出事業者自ら交付しなければなりません。

廃棄物処理法では、排出事業者に以下の責務が課せられています。

① 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（法第3条第1項）

② 排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（法第 11 条第 1 項）
自ら処理する場合は、政令で定める基準に従わなければならない。（法第 12 条第 1 項）

③ 排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理できない場合には、許可を有した産業廃棄物処理業者等に委託しなければならない。（法第 12 条第 5 項）

④ 排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じるよう努めなければならない。（法第 12 条第 7 項）

また、土地所有者としては、以下の責務が課せられています。

① 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。（法第 5 条第 1 項）

② 土地又は建物の占有者は、その土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物を発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事等に通報するように努めなければならない。（法第 5 条第 2 項）

栃　木　県

産業廃棄物処理委託について

○委託契約書の締結

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、書面により、処理委託契約を締結しなければなりません。

・処理委託は、許可を有する事業者に行わなければなりません。

許可業者をお探しの際は、栃木県 HP の処理業者名簿を参考にしてください。

（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/1266569928455.html）

また、より安心して委託することができる優良認定処理業者※一覧も併せて参考にしてください。

（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/201803yuuryoupr.html）

・処理委託契約書には、法定事項を記載し、許可証の写しを添付する必要があります。

・契約書及び添付書類は、契約終了日より5年間保存する義務があります。

・排出事業者は、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ直接契約する必要があります。

＜基本的な処理委託契約形態＞

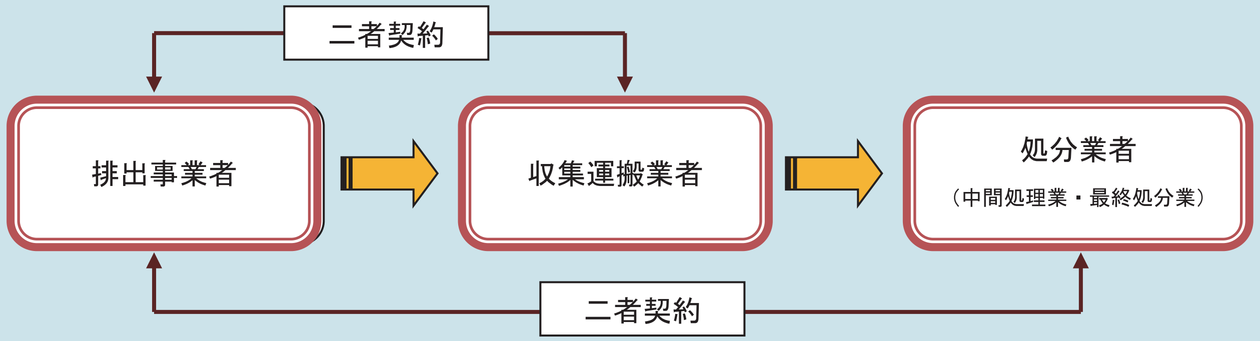

※優良認定処理業者について

「優良認定処理業者」とは、国が定めた優良産廃処理業者認定制度の「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準」に適合し、認定された産業廃棄物処理業者のことです。

認定されると、右のように許可証に「優良マーク」が記載され、許可期間が5年から7年に延長されます。

とちまるくんⓒ栃木県

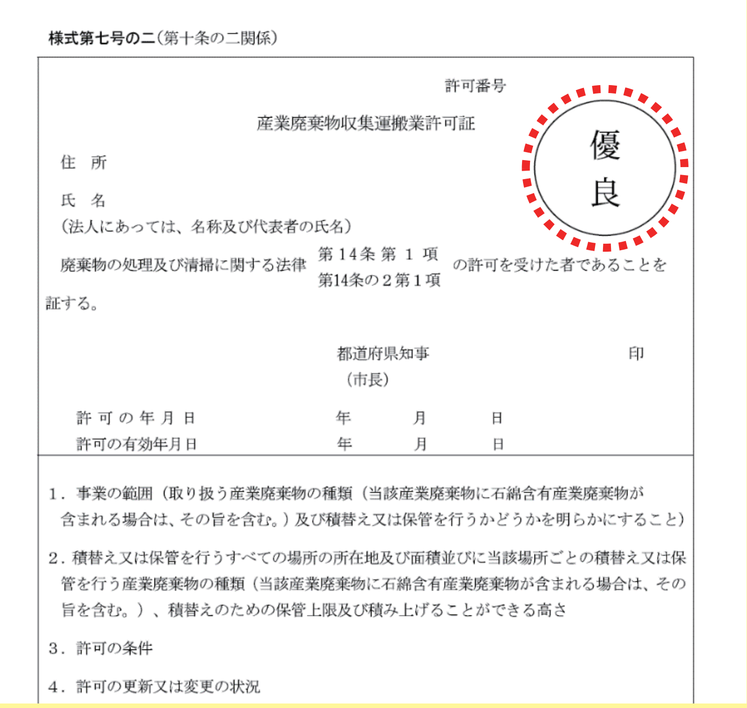

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項／第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事（市長）　　印

許可の年月日　　年　月　日
許可の有効年月日　　年　月　日

1．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3．許可の条件

4．許可の更新又は変更の状況

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

★産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付について

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを交付して、最終処分まで確認しなければなりません。

・排出事業者は、交付したマニフェストの写し（A票）及び処理業者から返却されたマニフェストの写し（B2、D、E票）を5年間保存する義務があります。

・交付したマニフェストが期日までに返却されない場合等は、速やかに委託先事業者に対して問い合わせ、30日以内に都道府県知事等に報告書を提出する義務があります。

◎　マニフェストの基本的な流れ

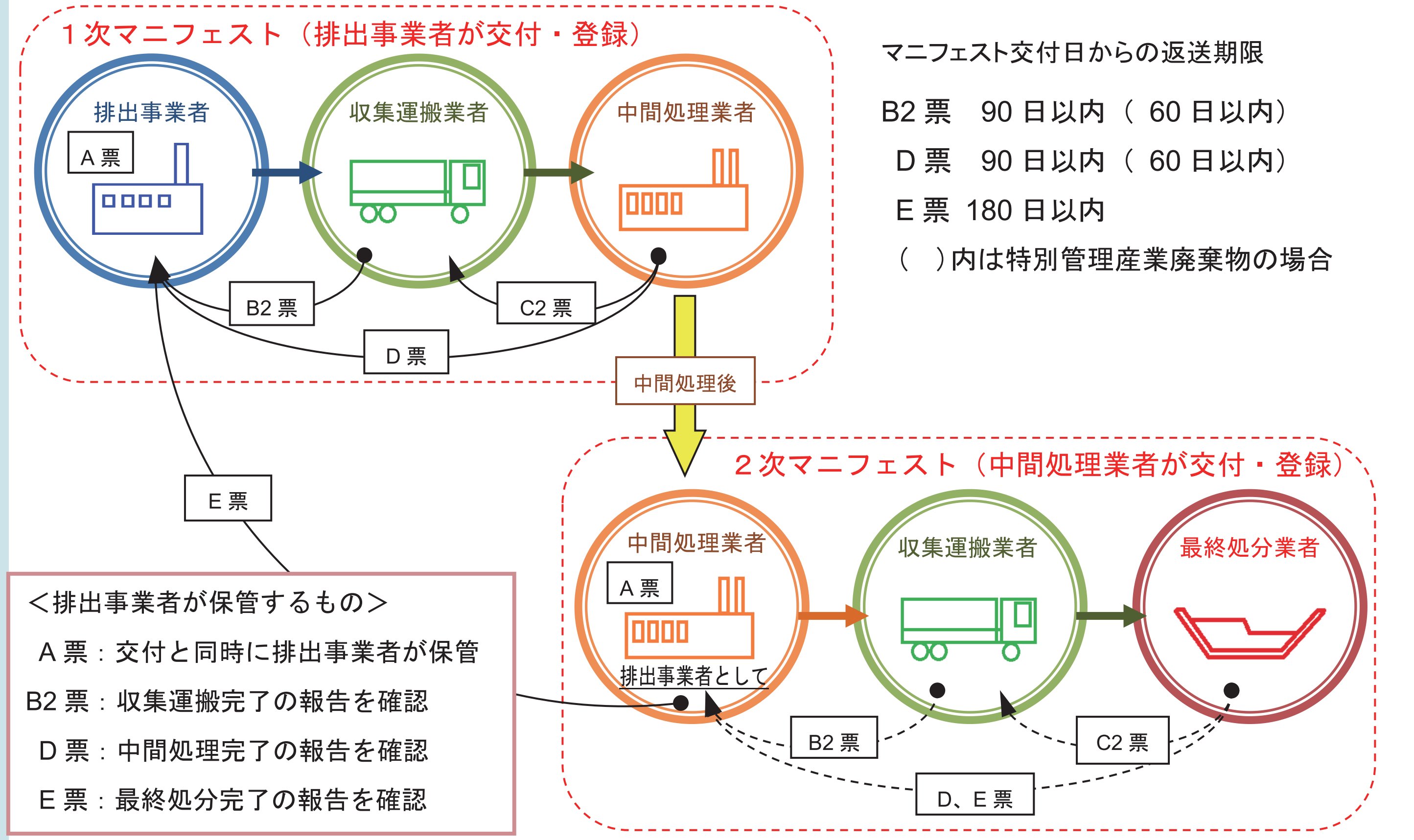

マニフェスト交付日からの返送期限

B2 票　90 日以内（ 60 日以内）

D 票　90 日以内（ 60 日以内）

E 票　180 日以内

（　）内は特別管理産業廃棄物の場合

★産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

マニフェストを交付した排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付状況報告書を都道府県知事等宛て提出しなければなりません。

詳細は栃木県HPをご覧ください。

（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/manifesutohoukokusho.html）

★電子マニフェストについて

紙マニフェストに代えて、インターネットを利用して産業廃棄物の情報や処理状況等を登録できる制度です。作業の効率化、マニフェスト交付等状況報告書の提出が不要となる等の利点があります。

（https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html）